

**第4次日野市ごみゼロプラン  
(日野市一般廃棄物処理基本計画) 策定支援業務  
委託  
仕様書 (案)**

**令和8年1月  
日野市**

## 目次

1 章 共通仕様書 .....	1
1. 業務の目的 .....	1
2. 業務名称 .....	1
3. 業務場所 .....	1
4. 履行期間 .....	1
5. 業務範囲 .....	1
6. 関係法令及び規則、基準等の遵守 .....	1
7. 主任技術者（管理技術者） .....	1
8. 提出書類 .....	2
9. 打合せ等 .....	2
10. 資料の貸与 .....	2
11. 関係官庁への手続き等 .....	2
12. 土地への立ち入り .....	2
13. 成果品の提出 .....	2
14. 検査 .....	3
15. 契約変更 .....	3
16. 一時中止 .....	3
17. 守秘義務 .....	3
18. 成果品 .....	3
2 章 特記仕様書 .....	4
1. 現計画における実績評価、検証、課題の抽出及び基本的事項の整理 .....	4
1.1 市の概況 .....	4
1.2 ごみ処理の現況調査、整理及び目標達成状況からの評価 .....	4
2. 一般廃棄物処理基本計画素案の作成 .....	6
2.1 ごみ処理基本計画 .....	6
2.2 生活排水処理基本計画 .....	6
2.3 食品ロス削減推進計画 .....	6
3. 日野市審議会等の支援 .....	7
3.1 審議会等 .....	7
3.2 パブリックコメント実施の支援 .....	7

# 1章 共通仕様書

## 1. 業務の目的

本業務は、日野市（以下、「市」とする。）における一般廃棄物の処理及び処分について、一般廃棄物の発生抑制及び排出から収集運搬、中間処理ならびに最終処分に至るまでの一般廃棄物の適正な処理を行うために必要な基本事項を定めることを目的とし、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定に基づき策定するものである。

なお策定に当たっては、平成28年9月改訂の「ごみ処理基本計画策定指針（環境省）」、平成2年10月策定の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づく生活排水処理基本計画策定に当つての指針（厚生省）」、令和2年3月策定の「食品ロス削減推進法基本方針」に沿うものとする。

## 2. 業務名称

第4次日野市ごみゼロプラン（日野市一般廃棄物処理基本計画）策定支援業務委託

## 3. 業務場所

日野市全域

## 4. 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 5. 業務範囲

本業務の内容及び範囲は、特記仕様書のとおりとする。ただし、仕様書に明記のない事項であつて、本業務に必要となる事項が生じた場合は、市と協議の上決定するものとする。

## 6. 関係法令及び規則、基準等の遵守

受託者は、業務を遂行するにあたり本仕様書に定めることの他、関係する法令、省令、規則、細則、通知、通達、条例等を遵守しなければならない。

## 7. 主任技術者（管理技術者）

受託者は、業務を遂行するにあたり、以下の要件を満たす技術者を主任技術者（管理技術者）として定め、届け出るものとする。主任技術者は、本委託業務全般にわたり技術的な管理を行い、業務に関する一切の事務を処理するものとする。

- ・受託者が直接雇用する者
- ・技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく技術士登録の総合技術管理部門－衛生工学部門（廃棄物に関する専門分野）の資格を取得している者または衛生工学部門－廃棄物に関する専門分野の資格を取得後10年以上の実務経験を有する者

## **8. 提出書類**

受託者は、業務の着手・完了にあたり、市の契約約款に定める下記の書類を提出しなければならない。

- ・ 業務着手届
- ・ 主任技術者（管理技術者）届
- ・ 工程表
- ・ 業務完了届
- ・ 指定様式請求書

## **9. 打合せ等**

業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は市と十分な協議・打合せを行って業務を遂行すること。また、協議事項の確認のため、打合せ後には遅延なく議事録を市に提出するものとする。

受託者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は速やかに市と協議するものとする。

## **10. 資料の貸与**

業務の実施にあたって必要な資料の収集は、原則として受託者が行うものとする。ただし、市が保有している資料のうち、特に制限のないものについてはこれを貸与する。この場合、受託者は、貸与を受けた資料についてリストを作成の上、市に提出し、業務終了後に返却するものとする。

## **11. 関係官庁への手続き等**

受託者は、市が行う関係官庁等への手続きに協力するものとする。また、関係官庁等との協議が必要となる場合は市に協力するものとする。

## **12. 土地への立ち入り**

受託者は、業務を実施するため、国有地、公有地または私有地に立ち入る場合は、市と協議するものとする。また、業務実施のため、植物伐採、垣、柵等の除去または土地もしくは工作物を一時使用するときは、あらかじめ市に報告するものとし、市担当者の指示をもって所有者の承諾を得るものとする。

## **13. 成果品の提出**

受託者は、業務が完了した時は、仕様書に示す成果品を提出し、検査を受けるものとする。また、受託者は、仕様書に定めのある場合または市の指示する場合には、履行期間途中においても、成果品の部分引き渡しを行うものとする。

## 14. 検査

受託者は、業務が完了したときは、仕様書に示す成果品を提出し、検査を受けるものとする。

検査の結果及び成果品納品後に不備及び誤りが発見された場合は、受託者は速やかに修正を行わなければならない。

## 15. 契約変更

市は、次の各号に掲げる場合において、業務委託契約の変更を行うものとする。

- ア) 委託料に変更が生じる場合
- イ) 履行期間を変更する場合
- ウ) 市と受託者が協議し、業務遂行上必要があると認められる場合

## 16. 一時中止

次の各号に該当する場合において、市は受託者に対し必要と認める期間、業務の一部または全部を中止させることができる。その場合は前項の契約変更等により対応する。

- ア) 第三者の土地への立ち入り許可が得られない場合
- イ) 関連する他の設計業務が遅れたため、業務の続行を不適当と認めた場合
- ウ) 環境問題等の発生により、業務の続行が不適当または不可能となった場合
- エ) 天災等により業務の対象箇所の状態が変動した場合
- オ) 安全確保上必要があると認めた場合

## 17. 守秘義務

受託者は、業務の遂行上知り得た事項について、市の許可なく第三者に漏らしてはならない。また、コンサルタントとしての中立を遵守しなければならない。

## 18. 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

成果品名	仕様	サイズ	部数	備考
一般廃棄物処理基本計画書		A4	100部	
一般廃棄物処理基本計画書（概要版）		A4	100部	
上記電子データ	C D - R	—	一式	

## 2章 特記仕様書

本業務は、「循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月）」を基に、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」等を活用して、3R化をさらに推し進め、今後の市の廃棄物処理行政を通して、循環型社会の形成を推進し、低炭素社会・自然共生社会を構築することを目指して実施するものである。

策定にあたっては、市の一般廃棄物処理を取り巻く状況（排出、資源化、中間処理、最終処分）を調査・整理し、平成28年9月改定の「ごみ処理基本計画策定指針」（環境省）等関係法理、指針に準拠して行うものとする。

### 1. 現計画における実績評価、検証、課題の抽出及び基本的事項の整理

#### 1.1 市の概況

人口及び世帯の動向、経済及び産業の動向、市の総合計画、環境基本計画等との関係について、行政資料等を収集・整理する。

#### 1.2 ごみ処理の現況調査、整理及び目標達成状況からの評価

市のごみ処理・処分等の現況について既存資料の収集やヒアリング等を実施し、ごみ処理の実態を把握、整理する。

##### (1) ごみ処理フローの図示

直近年のごみ処理の実績をフローチャート等で図示し、市の処理システムを分かりやすく表示する。

##### (2) ごみ処理体制の整理

市のごみの収集・運搬、中間処理、資源化、最終処分等に関し、運営管理体制を整備する。

##### (3) ごみ処理の実績

次の項目について調査し、過去5年間のごみ処理に関する実績を纏める。なお、処分費用に関することは、一般廃棄物会計基準の結果を用いる。

- ア) ごみの種類別の発生量
- イ) ごみの減量や再生利用について
- ウ) 収集、運搬
- エ) 中間処理
- オ) 最終処分
- カ) ごみの性状の変化
- キ) ごみ処理費用の推移
- ク) その他

##### (4) ごみ処理の実績評価

ごみ処理の実績結果を基に、現計画における目標達成状況の評価を行う。なお、評価については「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」に基づき行うこと。

- ア) 廃棄物の発生
- イ) 廃棄物の再生利用
- ウ) 最終処分
- エ) 経済性（費用対効果）
- オ) その他

(5) **問題点の整理と課題の抽出**

以上の調査から、一般廃棄物処理事業の現状分析、検証を行い最適な知見を加味して市が抱える課題を抽出した上で見直し方法について整理する。

- ア) 発生抑制、減量化、再資源化について
- イ) 収集、運搬について
- ウ) 中間処理について
- エ) 最終処分について
- オ) ごみ処理費用について
- カ) その他

(6) **国、東京都の動向**

一般廃棄物処理基本計画の策定にあたり、環境省及び関係省庁、東京都の廃棄物処理の動向を調査、把握する。

(7) **地域の関係法令**

市を取り巻く近隣自治体について、一般廃棄物処理基本計画等の策定状況について、把握、整理する。

(8) **問題点の整理と課題の抽出**

以上の調査より、廃棄物処理事業の現状分析及び問題点を整理し改善課題を抽出する。

- ア) 発生抑制、減量化、再資源化について
- イ) 収集、運搬について
- ウ) 中間処理について
- エ) 最終処分について
- オ) ごみ処理費用について
- カ) その他

#### (ごみ組成調査を実施しない場合)

過去、市が実施している家庭系ごみ質調査結果及び事業系ごみ質調査結果を整理し、課題の抽出を行い、本年度の調査時において追加調査・確認すべき事項がある場合は提案を行うこと。なお、現状の毎年実施している調査に加えて実施すべき調査がある場合は、これを提案すること。

## 2. 一般廃棄物処理基本計画素案の作成

市の現状把握により明らかとなった課題等を踏まえて、一般廃棄物の発生抑制及び排出から収集運搬、中間処理、最終処分に至るまでの一般廃棄物の処理に関する基本計画の素案を作成する。

なお、食品ロス削減推進計画を含めるものとする。

### 2.1 ごみ処理基本計画

#### (1) ごみの発生量及び処理量の見込み

- ・ 人口、世帯及び事業活動等の将来予測
- ・ ごみ発生量の将来推計
  - ア) 排出抑制、再生利用及び循環型社会形成に向けた改善を行わない場合の推計
  - イ) ごみ減量施策及び再資源化施策を実施した場合の推計

#### (2) ごみ排出抑制に取り組むべき施策に関する事項

- ・ 家庭系及び事業系における新たなごみ減量施策の立案

#### (3) 分別収集するごみの種類と区分

- ・ 現状の分別収集区分の検証、見直し

#### (4) 減量目標と行動計画

### 2.2 生活排水処理基本計画

#### (1) 生活排水処理施設の整備状況

#### (2) し尿・浄化槽汚泥処理施設に関する事項

- ・ し尿等処理人口、世帯及びし尿等排出量の将来予測

#### (3) 生活排水処理の推進

- ・ 生活排水処理形態人口推移予測
- ・ 生活系汚泥負荷量
- ・ 推進方策

### 2.3 食品ロス削減推進計画

#### (1) 計画の基本事項

- ・ 国及び東京都の動向
- ・ 本市における食品ロスの現状と課題
  - ア) 食品ロス発生見込み量の推計
  - イ) 取組の現状
  - ウ) 課題の整理

(2) 基本的な方向と削減目標

- ・食品ロス削減に向けた方針
- ・削減目標項目と目標値の立案

(3) 食品ロス削減に関する施策

- ・既存施策の継続等の検討
- ・新たに導入する施策の検討

(4) 各主体の役割

### 3. 日野市審議会等の支援

本計画策定にあたり、市が設置する審議会や協議会で協議が必要となることから、これらの運営補助にあたり、進捗状況等に応じた説明資料を作成するとともに、協議会については、会議進行及び議事録の作成を行う。

#### 3.1 審議会等（出席必要）

- |         |       |
|---------|-------|
| ・日野市審議会 | 年2回程度 |
| ・日野市協議会 | 年5回程度 |

#### 3.2 協議会（出席必要）

- ・年5回程度（4月、6月、7月、8月、11月）

※協議会メンバーは、有識者、市民、事業者、学生など20名程度。

※協議会開催前に事務局との打合せを行うこと。

#### 3.3 パブリックコメント実施の支援

計画案に対してのパブリックコメント（意見募集）の実施にあたり、その結果の取りまとめや回答案、対応方法について支援を行うこと。